

ショートステイやわらぎの里清和台短期入所生活介護
及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人正和会が経営する特別養護老人ホームやわらぎの里清和台併設のショートステイやわらぎの里清和台（以下「事業所」という。）が行なう短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）により、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営方針）

- 第2条 事業所の職員は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営めるよう、入浴、排泄及び食事等の介護その他日常生活上の世話並びに機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図るよう援助するものとする。
- 2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町保険者、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健・医療・福祉施設等との密接な連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスを受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 6 前5項のほか、「法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等の基準等に関する条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 名 称 デイサービス やわらぎの里 清和台
（2）所在地 兵庫県川西市清和台東4丁目5－26

（職員の区分、定数及び職務内容）

第4条 事業所の職員の区分、定数及び職務内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 管理者 常勤兼務 1 名 (特別養護老人ホームやわらぎの里清和台施設長が兼務)
管理者は、職員の管理を一元的に行うとともに、運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 常勤兼務 1 名以上 (特別養護老人ホームやわらぎの里清和台特養主任が兼務)

生活相談員は、利用の相談、面接、身上調査及び短期入所生活介護及び介護予防短期入所介護計画の策定、ケースマネジメント等を実施し、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう利用者又はその家族に対し、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助業務を行う。

(3) 機能訓練指導員 非常勤兼務 2 名以上 (特別養護老人ホームやわらぎの里清和台機能訓練指導員が兼務)

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び指導を行い、嘱託医と連携し業務を行う。

(4) 介護職員又は看護師 常勤兼務 36 名以上 (特別養護老人ホームやわらぎの里清和台介護職員、看護師が兼務)

介護職員又は看護師は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供に当たるとともに、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持のために必要な業務を行う。

(5) 管理栄養士 常勤兼務 1 名以上 (特別養護老人ホームやわらぎの里清和台管理栄養士が兼務)

管理栄養士は、利用者の栄養並びに身体の状態及び嗜好を考慮し、その者の自立支援に配慮し業務を行う。

(6) 事務職員 常勤兼務 1 名以上 (特別養護老人ホームやわらぎの里清和台事務職員が兼務)

事務職員は、利用者より短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護における利用料に関する業務を行うとともに、当該サービスの内容及び費用に関する同意を得る等の業務を行う。

(7) 嘱託医師 非常勤兼務 1 名以上 (特別養護老人ホームやわらぎの里清和台嘱託医が兼務)

嘱託医師は、利用者の健康状態を常に把握し、健康保持のための適切な措置を講じ、利用者に急変があった場合は、利用者の主治医に連絡する等の業務を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は、10 人とする。

(サービスの内容及び利用料その他の費用)

第 6 条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次の各号のとおりとする。

(1) 入浴、清拭

- (2) 食事
- (3) 排泄の介助
- (4) 離床、更衣、整容その他日常生活上の援助
- (5) 健康チェック
- (6) 日常動作訓練
- (7) レクリエーション
- (8) 送迎
- (9) 相談援助等の支援

2 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、所管大臣が定める基準によるものとし、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割3割の額とする。

3 所管大臣が定める基準（介護報酬告示）は、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。

4 事業所は、第2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 居住費 1日に付き2,850円
 - (2) 通常の事業の実施区域外からの地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 規定の自己負担額以外に、同実施区域外から近畿運輸局の定める神戸・阪神間地区のタクシー初乗り運賃および加算運賃を加算した額
 - (3) 食費 朝食450円 昼食640円 夕食550円
 - (4) 理美容代 実費
 - (5) 移送代 実費
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、当該短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供された便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが適切と認められる費用実費
- 5 事業所は、第2項及び第4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受領するものとする。

（事業実施地域）

第7条 事業の通常の実施地域は、次のとおりとする。

川西市、伊丹市、宝塚市、猪名川町、豊能町、池田市

（サービス提供における留意事項）

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を受ける利用者は、次の各号に留意するものとする。

- (1) 利用者は、職員の援助のもとに自らの意思等を尊重した生活プランによる共同生活を楽しむとともに、共同生活における秩序の保持に協力しなければならない。

- (2) 利用者は、外出又は外泊しようとするときは、所定の届出書を管理者に提出しなければならない。
- (3) 利用者は、職員に届け出ることによって自由に家族や友人と面会することができる。面会は、他の利用者に迷惑が及ばないよう配慮しなければならない。
- (4) 利用者はつとめて健康に留意するものとするものとする。
- (5) 管理者が定めた場所以外で喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (6) 指定された場所以外で火気を用いてはならない。
- (7) 利用者は清潔、整頓を心掛けるとともに、環境衛生について協力しなければならない。
- (8) 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出なければならない。
- (9) けんか、口論、泥酔等により他人に迷惑をかけてはならない。
- (10) 施設の秩序や風紀を乱し、安全な生活を害する行為をしてはならない。
- (11) 利用者は、故意に施設（設備及び備品等）に損害を与えた場合は、その損害を弁償又は原状に回復する責めを負わなければならない。
- (12) その他管理者が必要と認めたこと。

（研修の実施）

第9条 事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。その際、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

（秘密の保持）

第10条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密等を守秘しなければならない。

- 2 職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密等を守秘させるため、雇用契約において、職員でなくなった後においても当該秘密等を守秘する旨の内容を明示するものとする。

（衛生管理）

第11条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、施設の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。

- 2 事業者は、施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ

電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(4) 適宜の消毒

(5) その他入居者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(苦情への対応)

第12条 管理者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情処理責任者及び苦情処理担当者を置き、苦情を受けたときはすみやかに事実関係を調査するとともに、対応結果について利用者に報告するものとする。

2 苦情処理に係る第三者委員を設置し、指導又は助言を受ける。

(緊急時の対応方法)

第13条 職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の実施中に、利用者の病状が急変したときは、速やかに主治医等への連絡等の措置を講ずるとともに、管理者及び家族に報告するものとし、その他緊急事態が発生したときは、管理者及び各行政機関に適宜、報告するものとする。

2 利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、事業所は、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第14条 事業者は、非常災害に備えるため、具体的計画（消防、風水害、地震等）を作成し、定期的に避難、救助、通報等の訓練を行うとともに、実地避難訓練（1回は夜間を想定した訓練）も行うものとする。

(サービス提供に関する記録)

第15条 サービスの実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、サービスの提供においては、次に掲げる記録を整備するものとする。

(1) サービス提供に関する記録

ア 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護計画書

イ サービス提供の状況及び利用者の施設での生活の経過に係る記録

ウ 身体拘束等の適正化に係る記録

エ 苦情の内容等の記録

オ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(2) 市町村への通知に係る記録

2 前項に掲げる記録については、その完結の日から5年間備えておくものとする。

(暴力団の排除)

第16条 事業所は、事業活動により暴力団の活動を助成することなく、又、暴力団の運営に資することのないよう排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

(3) 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行う。

2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

4 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第18条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。

(3) 虐待の防止のための職員に対する研修を定期的に行うものとする。

(4) 前3項に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(身体的拘束等の適正化)

第19条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- 2 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 3 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

（ハラスメント）

第20条 ハラスメント行為を職員に周知して、個人の尊厳を守り働く人が能力を十分に発揮できるようにする。

- 2 ハラスメント相談窓口を設け、相談者等に対して不利益になる取り扱いはしないものとする。

（地域との連携）

第21条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第22条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（利用者の安全並びにサービスの質の確保等）

（入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第23条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びにサービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

（運営内容の自己評価）

第24条 事業者は、その提供する指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するように努める。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人正和会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月1日から施行する。

この規程は、令和7年3月1日から施行する。